

大館市農業委員会総会議事録

令和5年8月7日

大館市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 および場所	日 時	令和5年8月7日（月）午後2時00分 開会			
	場 所	比内総合支所 3階 大会議室			
2. 出席委員の氏名（17名）					
1 番	高坂 千悦	8 番	安部 幸美	17 番	畠山 繁司
2 番	渡邊 久雄	9 番	斎藤 重春	18 番	藤盛 久登
3 番	岩澤 トシ子	11 番	小畑 美恵子	19 番	小畑 純市
4 番	富樫 俊昌	12 番	嶋田 久美子		
5 番	伊藤 昇	13 番	藤原 信雄		
6 番	菅原 一成	14 番	渡邊 久留美		
7 番	小林 大樹	15 番	浅利 瑞穂		
3. 欠席委員の氏名（2名）					
10 番	石山 元一	16 番	阿部 重信		
4. 委員以外の出席者 職氏名		なし			
5. 出席した事務局 職員の職氏名	局 長	鳥潟 克次			
	次 長	宮崎 直人			
	係 長	工藤 学			
6. 議事録署名委員	3 番	岩澤 トシ子		4 番	富樫 俊昌
7. 書記	工藤 学				

報 告 ・ 議 案

報告第 15 号	農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通知について
議案第 40 号	農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について
議案第 41 号	農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について
議案第 42 号	農地法第 5 条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請に対する処分について
議案第 43 号	農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について
議案第 44 号	非農地証明願に対する処分について
議案第 45 号	農用地利用集積計画の決定について (利用権設定)
議案第 46 号	農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について
議案第 47 号	小委員会所属委員(案)の選任について

局長

定刻となりましたので、ただ今より総会を開会いたします。

初めに会長より挨拶をお願いいたします。

安部会長

— 挨拶 —

議長

それでは会議に先立ちまして、本日の出席者数を確認したいと思います。

事務局から報告願います。

局長

本日の出席人数のご報告ですが、委員総数 19 名中 17 名の出席であります。

よって、定足数に達しており会議は成立していることを宣言申し上げます。

なお、10 番 石山 元一 委員、16 番 阿部 重信 委員より、都合により欠席するとの連絡がありました。

議長

次に、大館市農業委員会総会会議規則第 16 条第 2 項の規定により、議事録署名委員を当席より指名いたしますが、ご異議ございませんか。

～異議なしの声多数あり～

議長

ご異議ないようですので、指名いたします。

議席番号 3 番 岩澤 トシ子 委員、議席番号 4 番 富樫 俊昌 委員にお願いいたします。

議長

それでは、会議に入ります。業務報告、その他報告事項等について事務局から説明願います。

局長 業務報告、その他報告事項等について説明。

- ・ 7 月総会から 8 月総会までの業務報告
- ・ 報告第 15 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による賃貸借の合意解約通

知について

議長

ただいまの事務局の報告について、ご意見、ご質問等ございませんか。

7番(小林 大樹 委員)

報告 15 号のNo.159～161 までの解約ですが、6 月に契約して今月解約ですが、耕作しているのか。

事務局

6 月に契約したが、当事者から 7 月に自作したいので解約したいとの申し出があり、解約するものであります、当事者からは耕作はしているときいている。

15番(浅利 瑞穂 委員)

この場所は道路から見えるところで、数年前から耕作はしていなく、借人が本当に耕作するために契約したのか。

事務局

事務局ではそのように聞いている。

18番(藤盛 久登 委員)

平成 25 年の豪雨災害で水路が壊れてから耕作していないはずだ。

5番(伊藤 昇 委員)

こういうものは事務局で処理してあげなくてもよいのでは。

議長

暫時休憩します。

— 休 憩 —

議長

再開いたします。

19番(小畑 純市 委員)

No.169 の借人が耕作不便のためと解約しているが、この借人は耕作不便で結構な数を解約しているのではないか。

議長

暫時休憩します。

— 休 憩 —

議長

再開いたします。他にありますか。

議長

他にないようですので、承認するものといたします。

議長

それでは、議事に入ります。

初めに、議案第 40 号『農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

10 ページをお開き願います。

議案第 40 号 農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請に対する処分について

次のとおり、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請があったので、これの処分（許可、不許可の決定）について意見を求める。

令和 5 年 8 月 7 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

11 ページをお開き願います。

内訳は、11 ページのNo.39、40 の 2 件で、地目は田が 1,917 m²、畑で 1,605 m²、面積合計は 3,522 m²であります。

譲受の事由は、No.39、40 は「経営拡張」です。

これらの許可要件の検討結果につきましては、お手元に配付の調査書に記載されておりますとおり、いずれも農地法第 3 条第 2 項各号（第 1 号～第 6 号）に該当しないため、許可要件の全てを満たすものと考えます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 40 号 No.39～40 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 40 号 No.39～40 について、原案のどおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 41 号 『農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

12 ページをお開き願います。

議案第 41 号 農地法第 4 条の規定による許可申請書の送付について次のとおり、農地法第 4 条の規定による転用許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 5 年 8 月 7 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

13 ページをお開き願います。

内訳は、No.2 の 1 件で、地目は畑で、面積は 308 m²であります。

申請人が一般住宅を建築しようとするものです。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてありますが、申請地は大館市役所から東へ約 400m に位置する第 1 種住宅地域の第 3 種農地と判断され、農地法運用第 2 の 1 の (1) のエの (ア) の b の (c) (都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定めら

れていること)に該当します。

また、法第5条第2項第3号から第7号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.2の位置図及び配置図は14、15ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.2の現地調査の結果を議席番号1番の高坂千悦委員よりご報告願います。

1番(高坂千悦委員)

1番の高坂千悦です。

議案第41号について、去る7月28日に岩澤トシ子委員と事務局2名の4名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

議案第41号No.2についてであります。申請者が自らの農地を転用して一般住宅を建築しようとするものです。

申請地は14ページの位置図になります。

この場所は、大館市役所東口玄関より東へ約400mに位置し、市役所の東側駐車場出入口から市道上町金坂線を東に約250m進み、左折し市道下代野下町線を50m北に進んで右折し、市道八幡神社線に入り30m進んだ左側の農地で、現在は休耕地として管理されておりました。

15ページの配置図をご覧ください。転用にあたっては、盛土は行わず、0.20m掘り下げ、その上に住宅を建設することから、住宅と境界部分は工事を行わなくても土砂流出は発生しない計画です。

雨水は自然流下し、汚水や生活雑排水は、公共下水道へ排水することから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、高坂千悦委員から、現地調査の結果報告があった議案第41号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 41 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することといたします。

議長

次に、議案第 42 号『農地法第 5 条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

16 ページをお開き願います。

議案第 42 号 農地法第 5 条の規定による賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う賃借権(使用貸借による権利)設定許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見(許可・不許可相当)を求める。

令和 5 年 8 月 7 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は 17 ページの No.6 の 1 件で、地目は田 998 m²です。

No.6 の転用の目的は、農業用施設を建築するものであります。

次に、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、山瀬郵便局から北へ約 250m に位置する第 1 種農地で、農地法運用の第 2 の 1 の (1) のイの (イ) の c の (a) に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたし

ますので、問題は無いものと考えます。

No.6 の位置図及び配置図は 18, 19 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.6 の現地調査の結果を議席番号 1 番の高坂 千悦 委員よりご報告願います。

1 番(高坂 千悦 委員)

1 番の 高坂 千悦 です。

議案第 42 号について、去る 7 月 28 日に 岩澤 トシ子 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

議案第 42 号No.6 についてであります。借人「合同会社ファームとのせ」の代表社員と貸人は同一人物であります。申請法人が代表社員所有の農地を借受けて農業用施設（米の乾燥作業及び籾殻の貯蔵）を建築しようとするものです。

申請地は 18 ページの位置図になります。

この場所は、山瀬郵便局から北に約 250m に位置し、赤川集落から主要地方道 白沢田代線を茂屋集落方面に進んだ左側の農地で、現在は畑として活用されていました。

19 ページの配置図をご覧ください。転用にあたっては、0.70m 盛土し、碎石を敷き、出入口はアスファルト舗装する計画です。東側は県道、そして北側は水路、西側は道となっています。南側は同社員所有の農地で、出入口を除いた四方を法面保護し土砂流出を防ぐ計画です。

雨水は敷地内浸透処理し、汚水や生活雑排水は、発生しないことから特に問題は無いものと見てまいりました。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、高坂 千悦 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 42 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

7 番(小林 大樹 委員)

農業用施設の面積の上限はあるのか。

事務局

農業用施設の上限は 1,000 m²以下となります。

議長

他にないようですので、議案第 42 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 43 号『農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

20 ページをお開き願います。

議案第 43 号 農地法第 5 条の規定による所有権移転許可申請書の送付について

次のとおり、農地法第 5 条の規定による転用を伴う所有権移転許可申請があったので、大館市長に送付するにあたり意見（許可・不許可相当）を求める。

令和 5 年 8 月 7 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

21 ページをお開き願います。

内訳は、21 ページの No.17、18 の 2 件で、地目は田で 1,258 m²であります。

No.17 は駐車場を造成しようとするものです。

次に農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

す。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、比内総合支所から北に、約 290m に位置する第 1 種低層住居専用地域の 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(ア) の a の(b)に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.17 の位置図及び配置図は、22、23 ページに記載のとおりであります。

No.18 は共同住宅を築造しようとするものです。

次にNo.18 の農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明いたします。

まず、法第 5 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に規定する立地基準についてであります。申請地は、市立東中学校から南東に、約 840m に位置する第 1 種中高層住居専用地域の 3 種農地で、農地法の運用、第 2 の 1 の(1)のエの(ア)の b の(c)（都市計画法第 8 条第 1 項第 1 号に規定する用途地域が定められていること）に該当します。

また、法第 5 条第 2 項第 3 号から第 7 号までに規定する一般基準についてであります。本案件はこれらのいずれにも該当しないと判断いたしますので、問題は無いものと考えます。

No.18 の位置図及び配置図は、24、25 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、No.17、No.18 の現地調査の結果を議席番号 3 番の 岩澤トシ子 委員よりご報告願います。

3 番(岩澤 トシ子 委員)

3 番の 岩澤トシ子 です。

議案第 43 号について、去る 7 月 28 日に 高坂 千悦 委員と事務局 2 名の 4 名で現地を確認してまいりましたので報告いたします。

初めに、議案第 43 号No.17 であります。申請法人が農地を譲受し駐車場・通路として利用しようとするものです。

申請地は 22 ページの位置図になります。この場所は、比内総合支所正面玄関から北に約 300mの場所に位置し、「道の駅ひない」から国道 285 号を北へ 200mほど進んで左折し、市道 新長岡 10 号線を 80m進んだ右側の農地で、現在は休耕地として管理されていまして。

23 ページの配置図をご覧ください。転用に当たっては、0.30m盛土します。北側は既設側溝があり、東側は既存のコンクリートブロックが設置されていまして。西側は譲渡人の土地で、盛土より 0.10m高くなっています。南側は市道に高さを合わせて土砂流出を防ぐ計画です。

雨水排水は自然流下とし、汚水や生活雑排水は発生しないことから特に問題は無いものと見てまいりました。

次に、議案第 43 号No.18 であります。申請者が農地を譲受し共同住宅を建築しようとするものです。

申請地は 24 ページの位置図になります。この場所は、大館市立東中学校から南東に約 850mに位置し、グループホーム観音堂の北側の農地で、現在は休耕地として管理されていまして。

25 ページの配置図をご覧ください。転用に当たっては、0.56m盛土し、東側、西側、南側は、コンクリートブロックを新設し、北側は市道に高さを合わせて土砂流出を防ぐ計画です。

雨水排水は地下浸透及び水路放流とし、汚水や生活雑排水は、公共下水道に放流する計画であることから特に問題は無いものと見てまいりました。

また、当該地域は大館土地改良区の管理地域であり、申請、承諾を得ていることを申し添えます。

以上、皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただ今、岩澤トシ子 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 43 号について、何かご意見、ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 43 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 44 号『非農地証明願に対する処分について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

26 ページをお開き願います。

議案第 44 号 非農地証明願に対する処分について

次のとおり、非農地証明願があったので、これの処分（農地法第 2 条の規定による農地又は採草放牧地であるか否か）について意見を求める。

令和 5 年 8 月 7 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は、27 ページの No.2 の 1 件で、地目は田で、16,181 m²と畑は 565 m²で面積合計は 16,746 m²となっております。

当該箇所は早口字大淵と字稗田の沢にある農地で、昭和 63 年以降耕作していない状態のため非農地願いが出されたものであります。

本件は、大館市非農地証明処理基準の第 3 条第 1 項第 4 号（農地として復元しても継続して利用することができない）に該当するため、非農地となるものと考えます。

申請地の位置図は 28、29 ページに記載のとおりであります。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

ただいまの事務局の説明に関連して、No.2 の現地調査の結果を議席番号 1 番の 高坂 千悦 委員よりご報告願います。

1 番(高坂 千悦 委員)

1 番の 高坂 千悦 です。

議案第 44 号No.2 について現地の状況を報告いたします。

申請地は 2 か所あり早口字大淵は 28 ページ、早口字稗田の沢は 29 ページの位置図になります。早口字大淵は、国道 7 号の坂地入口から市道早口線を 8.3 km 北上した場所であり、早口字稗田の沢は、国道 7 号の坂地入口から 2.8 km 北上し、本郷集落から更に林道 稗田の沢線、水利組合管理道路を経由して、2.2km 進んだ場所にあります。

申請地は、自宅から遠く、農業機械の出入が不便な所であり、所有者が昭和 62 年頃に体調を崩し、翌年に耕作した以降、労働力不足により 40 年近く耕作されていないとの事で、現況は雑木が鬱蒼と茂り、原野化しておりました。

また、隣接する農地も耕作がされておらず、今後、周辺の状況から継続して営農することが困難であると見てまいりました。

皆様方のご審議をよろしくお願いいたします。

議長

ただいま、高坂 千悦 委員から、現地調査の結果報告があった議案第 44 号について、何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 44 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり非農地相当と決することとします。

議長

次に、議案第 45 号『農地利用集積計画の決定について（利用権設定）』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

30 ページをお開き願います。

議案第 45 号 農用地利用集積計画の決定について（利用権設定）

農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画について、大館市長から決定依頼があったので、この可否について意見を求める。

なお、土地改良法第 3 条第 1 項第 2 号の規定による申し出があったときは、これを承認することについて併せて意見を求める。

令和 5 年 8 月 7 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は 31、32 ページの、令和 5 年度農用地利用集積計画（第 5 号）の新規に利用権を設定するものが記載されております、

決定依頼の件数は、新 - 201 から新 - 221 までの 21 件であります。

契約期間別の内訳についてであります。新規の契約期間、5 年が 3 件、10 年が 18 件で、地目は田で 281,067 m²と畑で 3,335 m²、面積合計が 284,402 m²であります。

権利の設定を受ける者の住所・氏名、権利の設定をする者の住所・氏名、権利を設定する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積計画書や確約書、営農計画書で確認をしております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは、議案第 45 号 新-201~221 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 45 号 新-201～新-221 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり許可相当と決することとし、大館市長へ送付することとします。

議長

次に、議案第 46 号『農地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について』を議題とします。

事務局より議案の説明をお願いします。

局長

33 ページをお開き願います。

議案第 46 号 農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見聴取について

農地中間管理事業の推進に関する法律第 19 条第 4 項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画(案)について、大館市長から意見聴取依頼があったので、これを回答するにあたり意見を求める。

令和 5 年 8 月 7 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

内訳は 34 ページの、令和 5 年度農用地利用集積等促進計画（第 2 号）の権利を移転するものが記載されております、

決定依頼の件数は、権 - 19 の 1 件であります。

権利移転の地目は田で 29 m²であります。

権利の移転を受ける者の住所・氏名、権利の移転をする者の住所・氏名、権利を移転する土地の所在につきましては、記載のとおりであります。

これらの要件につきましては、利用集積等促進計画書で確認をしております。

ます。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

それでは、議案第 46 号 権-19 について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

議長

ないようですので、議案第 46 号 権-19 について、原案のとおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

議長

次に、議案第 47 号『小委員会所属委員（案）の選任について』を議題といたします。

まず、事務局より議案の説明をお願いします。

局長

35 ページをお開き願います。

議案第 47 号 小委員会所属委員（案）の選任について

大館市農業委員会小委員会設置要領第 3 の規定に基づき、別紙のとおり各小委員会の所属委員を選任する。

所属委員の任期は、令和 5 年 8 月 7 日から令和 6 年 7 月 19 日までの期間とする。

令和 5 年 8 月 7 日提出 大館市農業委員会 会長 安部 幸美

36 ページには、大館市農業委員会小委員会について、総務、農業振興、農地調整の各小委員会の所属委員名簿（案）を記載しております。

小委員会の構成員については、第一地区から第六地区までの委員が均等になるよう振り分けたもので、恒例により任期中の 3 年間に輪番で各小委

員会を受け持つことから、このような案としております。

よろしくご審議をお願いいたします。

議長

議案第 47 号について審議します。

何かご意見ご質問等ございませんか。

～なしの声多数有り～

議長

ないようですので、議案第 47 号について原案どおり決してご異議ございませんか。

～異議なしの声多数有り～

議長

異議なしと認め、原案どおり決することとします。

以上、提出議案の審議はすべて終了いたしました。

それでは事務局より当面の日程について、説明してください。

局長 ・当面の行事日程について説明する

議長

ただいまの行事日程について何かご質問等ございますか。

議長

ないようですので、事務局からその他連絡事項等、何かありますか。

・連絡事項なし

これもちまして、本日の定例総会を終了いたします。

午後 3 時 10 分終了

この会議の顛末を記載してその相違ないことを証するためここに署名する。

令和5年8月7日

議 長

議事録署名委員 3 番

議事録署名委員 4 番

農地法第3条調査書

議案第40号 No.39	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町味噌内字宿内屋布添・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		大館市比内町味噌内字牛ヶ首・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町味噌内字屋布尻・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が耕作する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月28日、渡邊 久留美 農業委員と 菅原 一成 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない

農地法第3条調査書

議案第40号 No.40	所有権移転・賃借権設定・使用貸借権設定		
土地の所在	大館市比内町八木橋字畑沢岱・・・		
申請者	譲渡(貸)人	住 所	氏 名
		秋田市山王沼田町・・・	〇〇 〇〇
	譲受(借)人	住 所	氏 名
		大館市比内町八木橋字畑沢岱・・・	△△ △△
作成者	農業委員会事務局 佐藤 正樹		

条 項	判 断 の 理 由	不許可事項の該当
第2項第1号 (全部効率利用)	譲受(借)人の経営農地はすべて耕作されており、保有している機械の能力、農作業に従事する家族の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれる。	する しない
第2項第2号 (農地所有適格法人以外の法人)	譲受(借)人は個人であり適用なし。	する しない
第2項第3号 (信託)	信託ではないので適用なし。	する しない
第2項第4号 (農作業常時従事)	譲受(借)人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれる。	する しない
第2項第5号 (転貸禁止)	許可申請に係る農地は譲渡(貸)人の所有農地であり転貸には当たらない。	する しない
第2項第6号 (地域調和)	申請地は、これまでも譲受(借)人が耕作を行っており、今後も譲受(借)人が耕作する目的で本申請地を取得するものである。本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものとする。 なお、7月28日、渡邊 久留美 農業委員と 菅原 一成 農業委員が現地調査を行い、周辺の農地の利用状況等を確認した。	する しない